

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 2 月25日

【会社名】 日本ヒューム株式会社

【英訳名】 Nippon Hume Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 増渕 智之

【本店の所在の場所】 東京都港区新橋五丁目33番11号

【電話番号】 (03)3433—4111(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 児島 健一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区新橋五丁目33番11号

【電話番号】 (03)3433—4111(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 児島 健一

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

一般募集	6,491,761,532円
オーバーアロットメントによる売出し	1,015,970,800円

(注) 1 募集金額は、発行価額の総額であり、2026年 2 月13日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

2 売出金額は、売出価額の総額であり、2026年 2 月13日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】

- 1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第 1 項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	4,347,900株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 2026年2月25日(水)開催の取締役会決議によります。
- 2 上記発行数は、2026年2月25日(水)開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。したがって、本募集(以下「一般募集」という。)は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘であります。
- 3 一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、652,100株を上限として、一般募集の主幹会社であるS M B C日興証券株式会社が当社株主(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
- これに関連して、当社は2026年2月25日(水)開催の取締役会において、一般募集とは別に、S M B C日興証券株式会社が割当先とする第三者割当による当社普通株式652,100株の自己株式の処分(以下「本第三者割当による自己株式の処分」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当による自己株式の処分について」をご参照ください。
- 4 一般募集に関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照ください。
- 5 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

2026年3月5日(木)から2026年3月10日(火)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における価額(発行価格)の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	—	—	—
一般募集	4,347,900株	6,491,761,532	—
計(総発行株式)	4,347,900株	6,491,761,532	—

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 一般募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
- 4 発行価額の総額は、2026年2月13日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1、2 発行価格等決定日の 株式会社東京証券取 引所における当社普 通株式の終値(当日 に終値のない場合 は、その日に先立つ 直近日の終値)に 0.90～1.00を乗じた 価格(1円未満端数 切捨て)を仮条件と します。	未定 (注) 1、 2	— (注) 3	100株	2026年3月11日(水) (注) 4	1株につき 発行価格と 同一の金額	2026年3月16日(月) (注) 4

(注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、2026年3月5日(木)から2026年3月10日(火)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より1株当たりの払込金額として受取る金額)を決定いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、売価格及び引受人の手取金をいい、以下「発行価格等」という。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本第三者割当による自己株式の処分の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://www.nipponhume.co.jp/ir/news.html>)(以下「新聞等」という。)において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 一般募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。

4 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定します。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で2026年3月3日(火)から2026年3月10日(火)までとしておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、2026年3月5日(木)から2026年3月10日(火)までとしております。

したがって、

発行価格等決定日が2026年3月5日(木)の場合、申込期間は「2026年3月6日(金)」、払込期日は「2026年3月12日(木)」

発行価格等決定日が2026年3月6日(金)の場合、申込期間は「2026年3月9日(月)」、払込期日は「2026年3月12日(木)」

発行価格等決定日が2026年3月9日(月)の場合、申込期間は「2026年3月10日(火)」、払込期日は「2026年3月13日(金)」

発行価格等決定日が2026年3月10日(火)の場合、上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますので、ご注意ください。

5 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みを行い、申込証拠金は申込期間の翌営業日まで(以下「申込証拠金の入金期間」という。)に当該申込取扱場所へ入金するものとします。

したがって、

発行価格等決定日が2026年3月5日(木)の場合、申込証拠金の入金期間は「自 2026年3月6日(金) 至 2026年3月9日(月)」

発行価格等決定日が2026年3月6日(金)の場合、申込証拠金の入金期間は「自 2026年3月9日(月) 至 2026年3月10日(火)」

発行価格等決定日が2026年3月9日(月)の場合、申込証拠金の入金期間は「自 2026年3月10日(火) 至 2026年3月11日(水)」

発行価格等決定日が2026年3月10日(火)の場合、申込証拠金の入金期間は「自 2026年3月11日(水) 至 2026年3月12日(木)」

となりますので、ご注意ください。

6 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当します。

7 申込証拠金には、利息をつけません。

8 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が2026年3月5日(木)の場合、受渡期日は「2026年3月13日(金)」

発行価格等決定日が2026年3月6日(金)の場合、受渡期日は「2026年3月13日(金)」

発行価格等決定日が2026年3月9日(月)の場合、受渡期日は「2026年3月16日(月)」

発行価格等決定日が2026年3月10日(火)の場合、受渡期日は「2026年3月17日(火)」

となりますので、ご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国の各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 新橋支店	東京都港区新橋二丁目1番3号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	3,913,200株	1 買取引受けによります。 2 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	434,700株	
計	—	4,347,900株	

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
6,491,761,532	6,913,000	6,484,848,532

- (注) 1 新規発行による手取金は自己株式の処分による手取金であり、発行諸費用の概算額は自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
- 2 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
- 3 払込金額の総額(発行価額の総額)は、2026年2月13日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額6,484,848,532円については、一般募集と同日付をもって取締役会で決議された本第三者割当による自己株式の処分の手取概算額上限972,638,468円と合わせて、手取概算額合計上限7,457,487,000円について、2027年3月までに3,000,000,000円を当社の基盤事業である基礎事業や下水道関連事業の強化と成長事業であるプレキャスト事業の強化を目的としたM & A待機資金に充当する予定であります。

残額並びに2027年3月までに充当が出来なかった場合及び未充当額が生じた場合は、2027年9月までに安定的かつ機動的な事業運営を支えることを目的とした運転資金に充当する予定であります。

当社では、事業環境の急速な変化や市場構造の複雑化に対応し、持続的な成長と企業価値の向上を目指すため、M & Aの積極的な活用を重要な経営方針として位置付けております。特に、既存事業である基礎事業及び今後インフラ老朽化対策や都市再開発等で需要拡大が見込まれる下水道関連事業については、事業規模・技術力・営業力の強化を図るため、業界内外の有力企業との連携や新たな事業の取り込みを進めてまいります。また、成長事業であるプレキャスト事業においてはインオーガニックな成長を実現し、製品ラインナップの拡充や施工技術・工程管理の高度化、さらには新市場への進出を目指します。

また、先日公表したマナック株式会社の株式取得に伴い発生した資金需要への対応や、中小受託取引適正化法への対応をはじめとした各種法規制の強化により一時的に減少した手元資金の確保も企図しております。加えて、近年の社会情勢の変化や自然災害リスクの高まりに鑑み、国土強靱化施策が国家的に推進されます。こうした社会的要請に迅速かつ的確に応えるため、当社製品への需要は今後さらに増加することを見込んでおります。今後の受注拡大や新規プロジェクトへの参入、設備投資の強化、原材料・部材の追加調達等、多様な資金ニーズに柔軟に対応しながら、機動的な事業展開を可能とするため、これらの資金は安定的かつ機動的な事業運営を支える運転資金として活用する方針です。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
普通株式	652,100株	1,015,970,800	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案して行われる、一般募集の主幹事会社であるS M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本第三者割当による自己株式の処分の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]

<https://www.nipponhume.co.jp/ir/news.html>)(新聞等)において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

3 売出価額の総額は、2026年2月13日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	2026年 3月11日(水) (注) 1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	S M B C 日興証券 株式会社及びその 委託販売先金融商 品取引業者の本店 並びに全国の各支 店及び営業所	—	—

(注) 1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一とします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込みを行い、申込証拠金は申込期間の翌営業日まで(申込証拠金の入金期間)に当該申込受付場所へ入金するものとします。申込証拠金の入金期間は前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される申込証拠金の入金期間と同一とします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」における株式の受渡期日と同日とします。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、652,100株を上限として、一般募集の主幹事会社であるＳＭＢＣ日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、ＳＭＢＣ日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式(以下「借入株式」という。)の返還に必要な株式を取得させるために、当社は、2026年2月25日(水)開催の取締役会において、ＳＭＢＣ日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による自己株式の処分(本第三者割当による自己株式の処分)を行うことを決議しております。

ＳＭＢＣ日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の翌日から2026年3月24日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注))、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(以下「上限株式数」という。)の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、ＳＭＢＣ日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、ＳＭＢＣ日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

ＳＭＢＣ日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、本第三者割当による自己株式の処分の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当による自己株式の処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当による自己株式の処分における最終的な処分株式数が減少する場合、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

ＳＭＢＣ日興証券株式会社が本第三者割当による自己株式の処分の割当に応じる場合には、ＳＭＢＣ日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、ＳＭＢＣ日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、ＳＭＢＣ日興証券株式会社は本第三者割当による自己株式の処分に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により、本第三者割当による自己株式の処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が2026年3月5日(木)の場合、「2026年3月7日(土)から2026年3月24日(火)までの間」

発行価格等決定日が2026年3月6日(金)の場合、「2026年3月10日(火)から2026年3月24日(火)までの間」

発行価格等決定日が2026年3月9日(月)の場合、「2026年3月11日(水)から2026年3月24日(火)までの間」

発行価格等決定日が2026年3月10日(火)の場合、「2026年3月12日(木)から2026年3月24日(火)までの間」

となります。

2 第三者割当による自己株式の処分について

前記「1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のＳＭＢＣ日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当による自己株式の処分について、当社が2026年2月25日(水)開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりです。

- (1) 募集株式の数は、当社普通株式652,100株とします。
- (2) 払込金額は、1株につき、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される一般募集における発行価額(払込金額)と同一とします。
- (3) 払込期日は、2026年3月26日(木)とします。

3 ロックアップについて

一般募集に関し、当社株主である太平洋セメント株式会社を委託者とした当社株式を信託財産とする退職給付信託の信託管理人、旭コンクリート工業株式会社、太平洋セメント株式会社及び株式会社ＮＪＳは、ＳＭＢＣ日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、ＳＭＢＣ日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)を売却等しない旨を合意しております。

また、当社はＳＭＢＣ日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、ＳＭＢＣ日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(本第三者割当による自己株式の処分並びに株式分割による新株式発行等及び当社が導入している株式給付信託に基づく当社普通株式の交付等を除く。)を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、ＳＭＢＣ日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

4 目論見書の電子交付について

引受人は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しにおける目論見書の提供を、原則として、書面ではなく、電磁的方法による目論見書に記載された事項の提供(以下「目論見書の電子交付」という。)により行います(注)。

- (注) 目論見書提供者は、目論見書被提供者から同意を得た上で、目論見書に記載された事項を電磁的方法により提供した場合、目論見書の交付をしたものとみなされます。投資家は目論見書の書面による交付を選択することはできません。引受人が目論見書の電子交付を行う場合において、投資家から当該同意が得られないとき、また、当該同意が撤回されたときは、当該投資家に対しては目論見書の電子交付はできず、また、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しにおいては、当該同意が得られ撤回されていない投資家に対してのみ株式を販売します。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

特に自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴマーク



を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間)において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(注1)又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(注2)の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家がその行った空売り(注1)に係る有価証券の借入れ(注2)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

(注) 1 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

2 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みません。

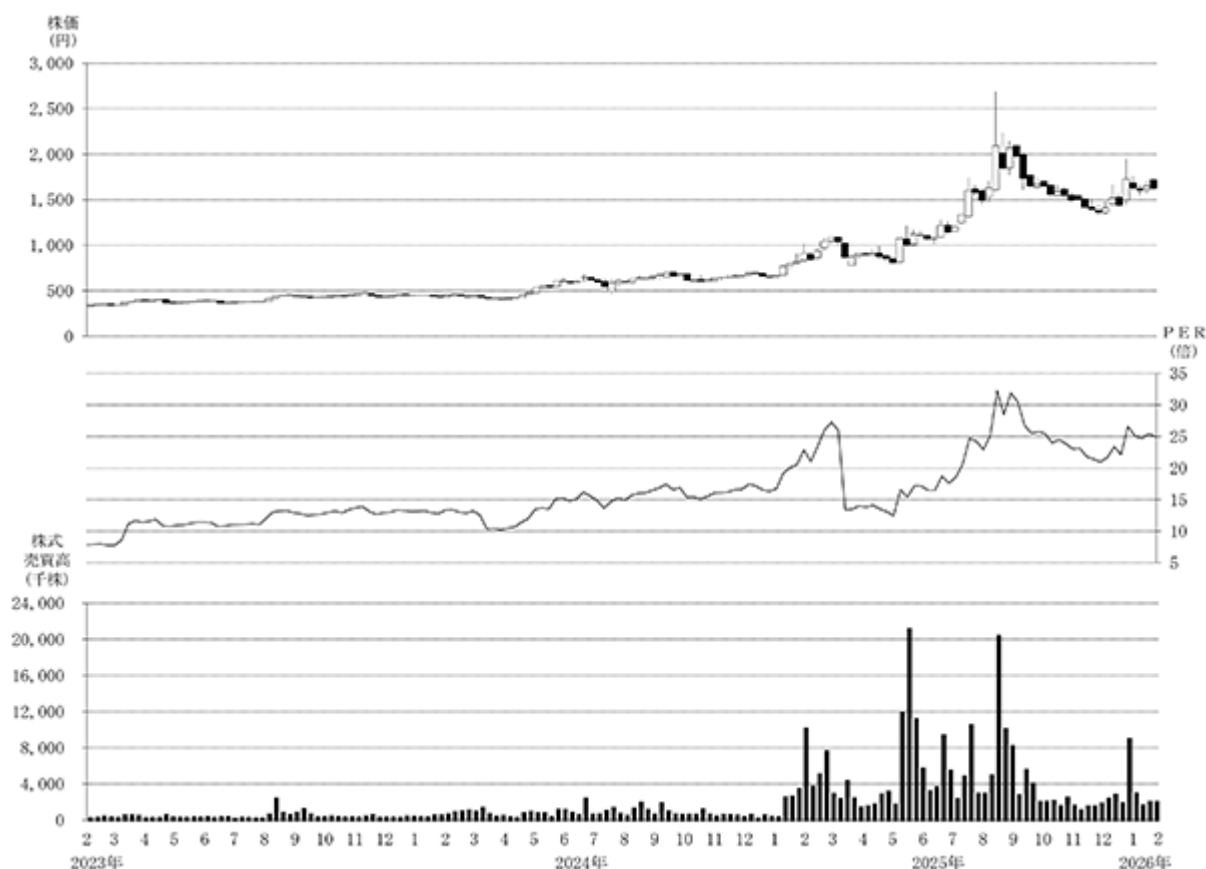
2 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金をいい、以下「発行価格等」という。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本第三者割当による自己株式の処分の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://www.nipponhume.co.jp/ir/news.html>)(以下「新聞等」という。)において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

(株価情報等)

1【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

2023年2月20日から2026年2月13日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



- (注) 1 当社は2025年12月31日(水)を基準日とし、2026年1月1日(木)を効力発生日として、普通株式1株を2株に分割しておりますので、2025年12月26日(金)(株式分割前最終売買日)以前の株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)については、下記(注)2乃至4記載のとおり、当該株式分割を考慮したものとしております。
- 2 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。なお、株式分割前最終売買日以前の株価については、当該株価を2で除した数値を株価としております。
- ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
- ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
- 3 P E R の算出は以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{1 \text{ 株当たり当期純利益(連結)}}$$

2023年2月20日から2023年3月31日については、2022年3月期有価証券報告書の2022年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を2で除した数値を使用。

2023年4月1日から2024年3月31日については、2023年3月期有価証券報告書の2023年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を2で除した数値を使用。

2024年4月1日から2025年3月31日については、2024年3月期有価証券報告書の2024年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を2で除した数値を使用。

2025年4月1日から2026年2月13日については、2025年3月期有価証券報告書の2025年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を2で除した数値を使用。

- 4 株式売買高について、株式分割前最終売買日以前は当該株式売買高に2を乗じた数値を株式売買高としております。

2【大量保有報告書等の提出状況】

2025年8月25日から2026年2月13日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、下記のとおりであります。

提出者(大量保有者)の 氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の 総数(株)	株券等保有 割合(%)
Global Management Partners Limited	2025年8月27日	2025年9月3日	変更報告書	1,558,100	5.31

(注) 1 上記の大量保有報告書等は関東財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社普通株式が上場している株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第142期(自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日) 2025年 6 月26日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

事業年度第143期中(自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月30日) 2025年11月11日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2026年 2 月25日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を2025年 7 月 1 日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類であります有価証券報告書及び半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2026年2月25日)までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。下記の「事業等のリスク」は当該有価証券報告書等に記載された内容を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については_____ 〆で示しております。

なお、有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されておりますが、そのうち有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」〔経営方針〕 中期経営計画『23 - 27計画R』」に記載の2026年3月期目標値については、中期経営計画『23-27計画R』の一環として策定された2026年3月期の経営目標であり、2023年5月11日時点における将来の業績並びに経済、規制、市場及びその他将来の状況に関する一定の前提に基づくものであって、その後の状況を反映するための更新は行っておりません。これらの事項及び下記の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項については本有価証券届出書提出日(2026年2月25日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。また、有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

事業等のリスク

文中における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2026年2月25日)現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 市場環境の変化による影響

当社グループを取り巻く経営環境は一層厳しさを増しております。競争の激化や市場構造の大幅な変化などにより影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法令・制度等の変更

当社グループは、事業の運営等に際し、建設業法等の関係法令等による規制を受けております。当社グループはこれらの関係法令等を遵守した事業運営を行っており、現時点では事業運営に大きく支障をきたすような法的規制はありませんが、これらの規制が強化された場合には、今後の事業戦略に影響する可能性があります。

(3) 海外での事業活動について

当社グループの海外関係会社は、事業活動を主にアジアの新興国で展開しております。そのため、予期しない政治状況の激変や法制度の変更、さらに地政学的なリスクが内在しております。

(4) M & Aについて

投資案件においては、事業の収益性や投資回収の実現性を精査した上で意思決定しておりますが、予見あるいは防止できない事象により、当社グループの業績及び財政状態が影響を受ける可能性があります。

(5) 自然災害・感染症について

当社グループが事業を展開する国や地域において、大規模な自然災害や伝染病等が発生した場合、生産能力あるいは販売能力が著しく低下し、当社グループの業績及び財政状態が影響を受ける可能性があります。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

日本ヒューム株式会社 本店
(東京都港区新橋五丁目33番11号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。